

会員及びレンタルロッカー利用規約

第1条 〈総則〉

本規約は、株式会社東京ドームが所有・管理・運営する「東京ドームローラースケートアリーナ」（東京都文京区後楽1丁目3-6 1 東京ドーム黄色いビル4F所在）を利用者が利用するための条件及び内容を定めるものとします。利用者は本規約に同意のうえ、同施設を利用するものとします。

第2条 〈定義〉

本規約において次の各号に定める用語は、それぞれ次の意味によります。

- (1) 「本施設」とは、「東京ドームローラースケートアリーナ」をいいます。
- (2) 「本ロッカー」とは、本施設内に存するレンタルロッカー（コインロッカーを除く）をいいます。
- (3) 「本施設等」とは、本施設と本ロッカーをあわせたものをいいます。
- (4) 「会社」とは、株式会社東京ドームをいいます。
- (5) 「会則」とは、本規約をいいます。
- (6) 「会員」とは、会則第6条所定の手続きを経て当社と契約を締結された方をいいます。
- (7) 「本ロッカー利用者」とは、会社が本ロッカーの利用を承認した方をいいます。
- (8) 「諸規則」とは、会則及び本施設の利用規約等の諸規則をいいます。
- (9) 「入会金」とは、月会員システムに入会する際に必要となる納入金をいいます。
- (10) 「会費」とは、本施設を利用するための月額制の会費をいいます。
- (11) 「利用料」とは、本ロッカーを利用する際に必要となる月額使用料をいいます。

第3条 〈管理・運営、営業日・営業時間、臨時休館〉

- 1 本施設等は、会社が所有・運営・管理にあたります。なお、本施設等の営業時間に関する事項は、本施設の公式サイトに記載のとおりとします。
- 2 会社は、諸般の事情により本施設等の営業時間を変更する場合があります。
- 3 会社は、次の各号の事由により本施設等の全部又は一部を臨時に休業、使用制限することがあります。

- (1) 天災地変等やむを得ない理由により開場できないとき
 - (2) 本施設等の補修又は改修をするとき
 - (3) 会社の営業上に必要が生じたとき（本施設において貸切りの催事を実施する場合を含みます）
- 4 会社が前項の臨時休業、使用制限を実施した場合であっても、会費及び利用料は返還いたしません。
- 5 会社は、前項の場合には、本施設内に掲示し又は本施設の公式サイトにて掲載する方法により、会員及び本ロッカー利用者に対して事前に告知するものとします。

第4条 〈目的〉

本施設は、会員の施設の利用を通じて、心身の健康維持と増進及び会員相互の親睦を目指すことを目的とします。

第5条 〈個人情報の取扱い〉

- 1 当社は、本施設の利用をサービスとして提供するにあたり取得した利用者の個人情報を、当社の「個人情報のお取り扱いについて」及び「個人情報保護方針」（<https://www.tokyo-dome.jp/privacy/>）に従って取り扱います。
- 2 前項にかかわらず、当社は利用者から取得する個人情報を以下の各号に定める事由のほか、本施設の利用に関する商品・サービスの紹介ならびに各種情報・特典の提供のために利用します。
 - (1) 各種レッスン・キャンペーン・イベントの案内
 - (2) 各種レッスンの講師や営業時間等の変更の案内
 - (3) クーポン・サービス利用時の割引の提供

第6条 〈入会及び利用手続き〉

- 1 本施設の月会員システムへの入会及び本ロッカーの利用を希望する方は、諸規則を遵守するものとします。
- 2 会社は、月会員システムへの入会及び本ロッカーの利用に際して、これらを希望する方に対し、諸規則を書面もしくは公式サイト上にて交付するものとします。
- 3 本施設等の会員種類、ロッカーの利用条件等は、当社が別途規定する内容の通りとします。

- 4 学生区分での入会を希望する方は、入会手続き時に有効な学生証を提示するものとします。
- 5 本施設の月会員システムへの入会又は本ロッカーの利用を希望する方は、所定の申込手続きを行い、会社の承認を得た上で、所定の入会金、会費及び利用料等を会社が別途定めた方法で会社に納入するものとし、別途定める利用開始日から利用できるものとします。

第7条 〈入会・利用資格等〉

- 1 会社は、以下の条件をすべて満たす方を本施設の月会員システムの会員、及び本ロッカーの利用と認めます。なお、会社は、その自由な裁量により、入会申込みを承認又は承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとします。
 - (1) 本施設の趣旨に賛同し、諸規則を遵守できる方。
 - (2) 未成年者の場合は親権者の同意がある方。なお、この場合、親権者は、自らが会員か否かにかかわらず、当該未成年者会員及び未成年本ロッカー利用者が、当社に対して損害賠償支払義務を負う場合には、当該損害賠償支払い義務について、連帯して保証するものとします。
 - (3) 心臓病、高血圧症、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方。
 - (4) 医師から運動を禁止されていない方。
 - (5) 成年被後見人及び被保佐人でない方。
 - (6) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業の役員、従業員又は株主もしくは実質的支配者等の関係者（以下「反社会的勢力等」といいます）でない方。
 - (7) 薬物常用者でない方。
 - (8) 公的・私的を問わずスポーツクラブ等、会員制の団体より会員資格の停止又は除名等の処分を受けたことのない方。
 - (9) 会社が審査を行い、適当と認めた方。

第8条 〈利用条件〉

- 1 本会員及び本ロッカー利用者は、諸規則を遵守するものとします。
- 2 会員は、別途定める会員区分ごとの利用時間内に限り、本施設を利用することができます。なお、会員は、本施設を利用する場合、会社に対して会員証を提示しなければならないものとします。

3 本ロッカー利用者による本ロッカーの利用方法は次の各号に規定するとおりとします。

- (1) 本ロッカー利用者による本ロッカーの利用方法は、当社が別途定めるとおりとします。
- (2) 会社は、本ロッカー利用者による使用状態や用途を、会社が不適切と判断した場合は、直ちに本ロッカー利用契約を解除することができます。その場合、既払いのロッカー利用料は返還致しません。
- (3) 本ロッカー利用者は、下記のことを本ロッカーに保管してはなりません。
 - ① 食料品
 - ② 危険物、毒物、劇薬、武器、刃物及び火薬等
 - ③ 動植物
 - ④ 日本国内で所持が禁止されているもの
 - ⑤ 強い臭いや熱を発するもの
 - ⑥ 煙や湿気を発するもの
 - ⑦ 液体が漏れる可能性があるもの
 - ⑧ ロッカーをひどく汚したり傷つけるもの
 - ⑨ 他のロッカーの保管物や店内に影響を及ぼすもの
 - ⑩ その他、当施設が不適切と判断したもの
- (4) 本ロッカー利用者は、本ロッカーを第三者と共用する場合は、事前に会社の承認を得るものとします。
- (5) 本ロッカー利用者が本ロッカーの鍵を紛失または破損したときは、速やかに届け出るとともに、交換・修繕に要する所定の費用を負担するものとします。

第9条 〈譲渡等〉

会員及び本ロッカー利用者は、本施設の月会員システム会員資格及び本ロッカーの利用権の譲渡をすることはできず、また、第三者に相続させることもできません。

第10条 〈入会金、会費、利用料〉

- 1 会員は、当社が別途定める月会員システムの入会金を支払うものとします。ただし、入会金の金額は、キャンペーン等の会社の事情により変動することがあります。

- 2 入会金は、退会時まで有効です。会員が退会した後に再度入会をする場合には、会員は、入会金を再度支払うものとします。
- 3 一旦納入された入会金は、理由の如何にかかわらず、返還いたしません。
- 4 会員及び本ロッカー利用者は本施設及び本ロッカー利用の有無にかかわらず、所定の方法により会費及び利用料等を支払うものとし、その金額、支払い時期及び支払方法は、会社がこれを定めます。

第 11 条 〈会費等の変更〉

会社は、入会金、会費、本施設利用料、利用料等が、会社、経済等の情勢の変動により不相当なものになったと判断した場合、変更することができるものとします。

第 12 条 〈遺失物・忘れ物・放置物〉

- 1 会員及び本ロッカー利用者の本施設等の利用に際して生じた紛失、滅失、毀損については、会員各自の責任とし、会社は責任を負いません。ただし、会社に故意又は過失がある場合は、賠償いたします。
- 2 本施設に放置された物品の取扱いについては、会社が別途定める遺失物取扱ルールに基づき、適切に処理するものとします。

第 13 条 〈休会〉

- 1 会員は、各月末までに会社に対して会社所定の休会届を提出し、且つ第 3 項に定める休会期間中の事務手数料を支払うことにより翌月 1 日から月会員システムを休会することができます。
- 2 前項の休会期間は、理由を問わず、1 ヶ月単位かつ最長 2 か月までとします。
- 3 第 1 項の休会中の会員は、会社に対して、休会期間中の事務手数料として、月額 1,000 円（税別）を当社が別途指定する会費の支払い方法により支払うものとします。
- 4 本条第 2 項に定める休会期間が終了した場合には、会員は、休会前と同一の会員種類に復帰するものとし、会社に対して、休会前と同一の会員種類の会費を当社が別途指定する会費の支払い方法により支払うものとします。
- 5 会員は、本施設のロッカーの使用について当社と契約を締結している場合には、休会中においても、利用料等の当該ロッカー使用契約に関する費用を当社に対して支払うものとします。

第 14 条 〈利用制限、入場禁止・退場〉

会社は、会員及び本ロッカー利用者が、諸規則に違反した場合は、当該会員及び本ロッカー利用者に対して、本施設等の利用制限、本施設への入場禁止又は退場を命じることができます。なお、会員が本施設等の利用を制限され、又は本施設への入場禁止もしくは退場を命じられた場合であっても、会社は会費及び利用料について返金いたしません。

第 15 条 〈損害賠償責任〉

- 1 本施設等の利用に際して、会員及び本ロッカー利用者が受けた損害については、会社に故意又は過失がある場合を除き、会社は一切損害賠償の責めを負いません。
- 2 会員、本ロッカー利用者同士又は会員、本ロッカー利用者と第三者との間で生じたトラブルや紛争について、会社は、会社に故意又は過失がある場合を除き、一切関与せず、損害賠償の責めを負いません。
- 3 会員及び本ロッカー利用者が本施設等の利用に際して、会員及び本ロッカー利用者の故意又は過失により会社又は第三者に損害を与えた場合、当該会員及び本ロッカー利用者は、速やかに、その損害を賠償するものとし、（ロッカー本体、ロッカーの鍵もしくは他の利用者の保管物に損害を与え、又は紛失させた場合は、その修理代金又は再調達代金をお支払いいただきます。）。

第 16 条 〈変更届〉

- 1 会員及び本ロッカー利用者は、氏名・住所・連絡先など入会申込書及び利用申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに会社に対し、会社所定の変更届を提出するものとし、
- 2 学生区分で入会した会員は、学生の資格を喪失した場合は、速やかに会社へ届け出るとともに、区分変更の手続きを行うものとし、学生の資格を喪失したにもかかわらず届け出なかった場合、又は虚偽の申告が判明した場合は、会社は当該会員に対して、当該会員が学生資格を喪失した時点まで遡り、一般料金との差額を請求できるものとし、
- 3 会社から会員及び本ロッカー利用者に対して行う通知・連絡等は届出済みの住所又は登録されたメールアドレス宛に発信したことをもって、その効力が生じるものとし、

第 17 条 〈退会届け〉

- 1 会員又は本ロッカー利用者が、本施設の月会員システムを自己都合により退会し、又は本ロッカーの利用を終了するときは、所定の退会届けにより手続きを完了することにより、退会し、又は利用終了

できるものとします。なお、会員又は本ロッカー利用者は会社に対し、退会日までの会費、利用料等を支払う義務を負います。

- 2 会員及び本ロッカー利用者が、前項の退会手続を各前月 10 日までに完了したときは、当月末日を退会日として退会し、又は利用終了することとし、各前月 11 日から末日までに退会手続を行った場合には、翌々月末日を退会日として退会するものとします。

第 18 条 〈会員資格等の喪失〉

会員及び本ロッカー利用者が死亡した場合、その会員資格及び利用資格を喪失します。この場合、会員、本ロッカー利用者の相続人等、その地位を承継した者は、入会金、会費及び利用料の返還その他理由の如何を問わず、会社に対して金銭の支払いを請求することはできません。

第 19 条 〈除名・解除〉

会員及び本ロッカー利用者が次の各号の 1 つにでも該当する場合、会社は、会員を月会員システムから除名し、本ロッカー利用者とのロッカー利用契約を解除することができるものとします。除名又はロッカー利用契約の解除をされた場合は、当該会員は本施設を利用できず、当該本ロッカー利用者は本ロッカーを利用できないこととします。この場合、会員及び本ロッカー利用者は、入会金、会費及び利用料の返還その他理由の如何を問わず、会社に対して金銭の支払いを請求することはできません。

- (1) 諸規則に違反したとき。
- (2) 月会員システム入会又は本ロッカー利用申込時の提出書類に虚偽の申告をしたとき、又は入会・ロッカー利用資格に抵触したとき。
- (3) 反社会的勢力等に所属していることが明らかになったとき。

第 20 条 〈施設の休業及び閉鎖〉

- 1 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設及び本ロッカー（もしくはそのいずれか）を休業し、又は本施設を閉鎖することができます。なお、本施設が閉鎖された場合、会員及び本ロッカー利用者は会員資格及び利用資格を喪失し、会社は会員及び本ロッカー利用者に対し、当該月の会費及び利用料等を返金いたします。
 - (1) 法令の制定・改廃又は行政指導により本施設又は本ロッカーの営業が不可能又は著しく困難になったとき。

- (2) 本施設又は本ロッカーの改造又は修理を行うとき。
 - (3) 天災地変により本施設又は本ロッカーの営業が不可能又は著しく困難になったとき。
 - (4) 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむを得ない事由により本施設又は本ロッカーの営業が不可能又は著しく困難になったとき。
 - (5) 経営上重大な理由があるとき。
 - (6) その他会社が必要と認めた場合。
- 2 会社は、前項の休業及び閉鎖が予定されている場合は、原則として1か月前までに会員及び本ロッカー利用者に対しその旨を告知又は通知いたします。

第21条 〈準拠法・管轄〉

- 1 本会則の解釈は日本国の法律に準拠します。
- 2 会員、本ロッカー利用者及び会社は、本会則の解釈及び履行に疑義が生じた場合、協議の上、誠意をもって解決に努めるものとします。協議により疑義が解決せず訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条 〈改定〉

会社は、必要と認めた場合、諸規則の改定を行うことができます。なお、改定を実施する場合、軽微な改定にとどまるときは、その内容を本施設内における掲示により告知し、そうでないときは、会社は1か月前までに本施設内における掲示及び本施設の公式サイトにて告知することとし、改定後は、全会員に適用されるものとします。

第23条 〈分離可能性〉

会則の一部の条項が無効、違法又は執行不能となった場合においても、その他の条項の有効性、適法性及び執行可能性はいかなる意味においても損なわれることなく、また、影響を受けないものとします。

施行日：平成27年7月1日

改定予定日：令和8年4月1日